

- 適格請求書発行事業者として登録された情報（氏名・法人名・登録番号など）は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。
また、登録日以降に行う課税取引について、原則、以下の義務が課されます。

国税庁 適格請求書
発行事業者公表サイト

1

適格請求書の交付

取引の相手方の求めに応じて、適格請求書（インボイス）を交付する。

2

適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する。

3

修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する。

4

写しの保存

交付した適格請求書の写しを保存する。

適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります（事業者免税点制度の適用はありません。）。（裏面も併せてご覧ください。）

- 次の場合は、所轄税務署への届出手続が必要となります。

手続の内容	提出すべき届出書等
公表事項の追加・変更手続 氏名・名称、法人の本店所在地を変更する場合 個人事業者等の主たる屋号などを追加・変更する場合	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書（※1） 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書
登録失効手続 登録の取消しを求める場合 事業を廃止した場合 法人が合併により消滅した場合 登録を受けた個人事業者が死亡した場合	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書（※2,3） 事業廃止届出書（※4） 合併による法人の消滅届出書（※4） 適格請求書発行事業者の死亡届出書（※4）

- ※1 法人について、「名称」又は「本店又は主たる事務所の所在地」に異動があり、その旨を記載した異動届出書を提出した場合、提出を省略することができます。
- ※2 消費税課税事業者選択届出書を提出している事業者が免税事業者になる場合は、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出が併せて必要となります。
- ※3 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置の適用を受けて登録を受けた場合には、登録の取消しを受けたとしても、登録開始日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、消費税の申告が必要となります（令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けた場合を除きます。）。
- ※4 事業廃止届出書、合併による法人の消滅届出書又は適格請求書発行事業者の死亡届出書を提出している場合は、適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書の提出は不要です。

【ご注意ください】登録の取消しについて

税務署長は、次の取消事由に該当する場合には、適格請求書発行事業者の登録を取り消すことができます。

- 1年以上所在不明である場合（「所在不明」とは、例えば、消費税の申告書の提出がない場合などにおいて、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者との必要な連絡が取れないときをいいます。）
- 事業を廃止したと認められる場合
- 合併により消滅したと認められる場合（法人の場合）
- 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合
- 虚偽の内容を記載した適格請求書発行事業者の登録申請書を提出して登録を受けた場合

「適格請求書発行事業者の登録通知書」は、原則として再発行を行いませんので大切に保管してください。

適格請求書発行事業者は消費税の申告が必要になります

消費税の申告について

免税事業者の方が登録を受けた場合は、登録日以降の課税資産の譲渡等について、消費税の申告をすることとなります。

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付けおよび役務の提供です。

なお、個人事業者の方は、「確定申告書等作成コーナー」により消費税の確定申告書を作成することができ、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）があればe-Tax（電子申告）による提出が可能です。

確定申告書等
作成コーナー



中小事業者の方へ

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けた場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割とする2割特例が設けられています。

○ 2割特例による計算方法

売上げの消費税額 - 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上げの消費税額 × 80%

（例）1年間の売上げが700万円（税70万円）の場合

70万円（売上税額） × 80% = 56万円（仕入税額）

70万円（売上税額） - 56万円（仕入税額） = 14万円（納付税額）

売上税額の
2割

2割特例特設ページ



- 【ポイント】① この特例は、免税事業者から適格請求書発行事業者になった事業者の方などが対象です。
② 適用期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間です。
③ 事前に届出書を提出する必要はありません。
※ 詳細は、国税庁ホームページ「2割特例特設ページ」をご確認ください。

（参考）簡易課税制度

事業者の選択により、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出する制度です。

売上げの消費税額 - 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上げの消費税額 × みなし仕入率

（例）1年間の売上げが700万円（税70万円）の場合

70万円（売上税額） × 50% = 35万円（仕入税額）

70万円（売上税額） - 35万円（仕入税額） = 35万円（納付税額）

（例）サービス業
の場合は50%

簡易課税制度
の概要



- 【ポイント】① 事前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を管轄の税務署長に提出する必要があります。
② 基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間のみ適用できます。

さらに詳しくお知りになりたい方へ

○ インボイス制度特設サイト

インボイス制度の概要やQ & A、各種説明会、申請手続、消費税の申告手続きに関する情報等を掲載しています。

○ インボイス制度についてのお問い合わせは

- 一般的なご質問 ⇒ チャットボット（AIを活用して24時間自動でお答えします）
インボイスコールセンター 0120-205-553【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
- 個別のご相談 ⇒ 所轄の税務署（事前に日時をご予約の上、ご相談ください）

※ お電話の場合には、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

インボイス制度
特設サイト



チャットボット

